

上場投資信託受益権に関する手数料及びその料率

1. 上場投資信託受益権に関する業務規程（以下「業務規程」という。）第46条第2項に基づいて機構が定める同条第1項の手数料の料率は、次のとおりとする。この場合において、機構加入者は、下記の各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。

区分	徴収対象者	徴収料率	
口座残高管理手数料	口座残高を有する機構加入者	(1) 日々の最終残高の口数が5万口以下の部分 (2) 日々の最終残高の口数が5万口超15万口以下の部分 (3) 日々の最終残高の口数が15万口超30万口以下の部分 (4) 日々の最終残高の口数が30万口超50万口以下の部分 (5) 日々の最終残高の口数が50万口超70万口以下の部分 (6) 日々の最終残高の口数が70万口超100万口以下の部分 (7) 日々の最終残高の口数が100万口超200万口以下の部分 (8) 日々の最終残高の口数が200万口超300万口以下の部分 (9) 日々の最終残高の口数が300万口を超える部分	1口につき 1日当り0.03円 (1)の料率の 70% (1)の料率の 60% (1)の料率の 50% (1)の料率の 40% (1)の料率の 30% (1)の料率の 20% (1)の料率の 10% (1)の料率の 5%
		ただし、DVP口座に係る口座残高管理手数料については、受入予定証券残高の数量を受方DVP参加者の残高に、担保指定証券残高の数量を当該担保指定証券を預託したDVP参加者の残高にそれぞれ加算して得た口数に、(1)から(9)までに定める料率を適用して得られた金額から、各DVP参加者の機構加入者口座の残高について計算した口座残高管理手数料相当額を控除して得た金額の合計額とする。	
振替手数料	機構加入者		
(1)振替件数基準	a 上場投資信託受益権に関する業務規程施行規則（以下「業務規程施行規則」という。）第19条第1項各号に規定する振替請求（同一機構加入者の区分口座間の振替に係るものを除く。）に基づく振替においては渡方及び受方となった機構加入者、同規則第	1件につき 180円	

区分	徴収対象者	徴収料率	
	30条第1項に規定する振替請求に基づく振替においては渡方DVP参加者、同規則第34条第1項若しくは第2項に規定する振替請求又は同規則第35条第1項若しくは第2項に規定する振替請求（当該振替請求にDVP口座の受入予定証券残高が充当される場合に限る。）に基づく振替においては受方DVP参加者		
	b 業務規程施行規則第19条第1項各号に規定する振替請求（同一機構加入者の区分口座間の振替に係るものに限る。）、同規則第33条第1項若しくは第2項に規定する振替請求又は同規則第35条第2項に規定する振替請求（当該振替請求にDVP口座の担保指定証券残高が充当される場合であり、かつ、当該振替請求の原因となる振替・指定請求が、他の機構加入者の機構加入者口座への振替請求でない場合に限る。）に基づく振替において渡方及び受方となった機構加入者	1件につき 45円	
	c 日本証券クリアリングの決済に係る振替については、日本証券クリアリング	1件につき 90円	
(2) 振替数量基準	a 業務規程施行規則第19条第1項各号に規定する振替請求（同一機構加入者の区分口座間の振替に係るものを除く。）に基づく振	(1) 1日の振替口数が5万口以下の部分 (2) 1日の振替口数が5万口超15万口以下の部分 (3) 1日の振替口数が15万口超30万口以下の部分	1口につき 1.75円 (1) の料率の 75% (1) の料率の 65%

区分	徴収対象者	徴収料率	
	<p>替においては渡方及び受方となった機構加入者、同規則第30条第1項に規定する振替請求に基づく振替においては渡方DVP参加者、同規則第34条第1項若しくは第2項に規定する振替請求又は同規則第35条第1項若しくは第2項に規定する振替請求（当該振替請求にDVP口座の受入予定証券残高が充当される場合に限る。）に基づく振替においては受方DVP参加者</p>	<p>(4) 1日の振替口数が30万口超50万口以下の部分 (5) 1日の振替口数が50万口超70万口以下の部分 (6) 1日の振替口数が70万口超100万口以下の部分 (7) 1日の振替口数が100万口超200万口以下の部分 (8) 1日の振替口数が200万口を超える部分</p>	<p>(1) の料率の 55% (1) の料率の 45% (1) の料率の 35% (1) の料率の 25% (1) の料率の 15%</p>
	<p>b 業務規程施行規則第19条第1項各号に規定する振替請求（同一機構加入者の区分口座間の振替に係るものに限る。）、同規則第33条第1項若しくは第2項に規定する振替請求又は同規則第35条第2項に規定する振替請求（当該振替請求にDVP口座の担保指定証券残高が充当される場合であり、かつ、当該振替請求の原因となる振替・指定請求が、他の機構加入者の機構加入者口座への振替請求でない場合に限る。）に基づく振替において渡方及び受方となった機構加入者</p>	<p>(1) 1日の振替口数が5万口以下の部分 (2) 1日の振替口数が5万口超15万口以下の部分 (3) 1日の振替口数が15万口超30万口以下の部分 (4) 1日の振替口数が30万口超50万口以下の部分 (5) 1日の振替口数が50万口超70万口以下の部分 (6) 1日の振替口数が70万口超100万口以下の部分 (7) 1日の振替口数が100万口超200万口以下の部分 (8) 1日の振替口数が200万口を超える部分</p> <p>ただし、業務規程施行規則第33条第2項に規定する振替請求又は同規則第35条第2項に規定する振替請求（当該振替請求にDVP口座の担保指定証券残高が充当される場合であり、かつ、当該振替請求の原因となる振替・指定請求が、他の機構加入者の機構加入者口座への振替請求でない場合に限る。）に基づく振替において渡方となった機構加入者及び同規則第33条第1項に規定する振替請求に基づく振替において受方</p>	<p>1口につき 0.875円 (1) の料率の 75% (1) の料率の 65% (1) の料率の 55% (1) の料率の 45% (1) の料率の 35% (1) の料率の 25% (1) の料率の 15%</p>

区分	徴収対象者	徴収料率	
		<p>となった機構加入者のこれらの振替に係る振替手数料については、1日の振替口数を、それぞれの振替の相手先機構加入者における1日の振替口数に加算した数量に(1)から(8)までの料率を適用して得られた金額から、相手先機構加入者の1日の振替口数について計算した振替手数料相当額を控除して得た金額の合計額とする。</p>	
	<p>c 日本証券クリアリングの決済に係る振替については、日本証券クリアリング</p>	<p>振替に係る口数</p>	<p>1口につき 0.875 円</p>

- (注) 1. 金融商品取引所が定めた売買単位が1口以外の受益権に係る口座残高管理手数料の料率については、上記の料率を当該売買単位の口数で除して得た額とする。
2. 口座残高管理手数料については、日々の最終口座残高に基づいて算出する。
3. 振替数量基準における日本証券クリアリングの決済に係る振替に関する振替手数料は、業務規程第26条第1項に規定する渡方現物清算参加者の機構加入者口座から日本証券クリアリングの機構加入者口座（決済口）への振替及び日本証券クリアリングの機構加入者口座（決済口）から同項に規定する受方現物清算参加者の機構加入者口座への振替について、渡方現物清算参加者にあつては渡方現物清算参加者の機構加入者口座から日本証券クリアリングの機構加入者口座（決済口）への振替における渡方及び受方に係る振替口数を、また、受方現物清算参加者にあつては日本証券クリアリングの機構加入者口座（決済口）から同項に規定する受方現物清算参加者の機構加入者口座への振替における渡方及び受方に係る振替口数を、渡方現物清算参加者又は受方現物清算参加者となった機構加入者毎に、集計した上で徴収料率を適用し算出して得た額の合計額とする。
4. 振替手数料の額は、次の各号に掲げる期間においては、徴収対象者のa及びbに係る振替件数基準による振替手数料の合計額と振替数量基準による振替手数料の合計額を比較（徴収対象者のbに係る振替に関し、業務規程施行規則第33条第2項に規定する振替請求又は同規則第35条第2項に規定する振替請求（当該振替請求にDVP 口座の担保指定証券残高が充当される場合であり、かつ、当該振替請求の原因となる振替・指定請求が、他の機構加入者の機構加入者口座への振替請求でない場合に限る。）に基づく振替において渡方及び同規則第33条第1項に規定する振替請求に基づく振替において受方となった機構加入者に係る振替手数料については、それぞれの振替の相手先となった機構加入者（以下「各相手先機構加入者」という。）に対して振替件数基準及び振替数量基準を適用して得られた金額を各相手先機構加入者毎に比較）し、また、徴収対象者のcに係る振替手数料については、振替件数基準による振替手数料の額と振替数量基準による振替手数料の額を渡方現物清算参加者又は受方現物

清算参加者となった機構加入者毎に比較し、それぞれに関し、振替件数基準により算出した額（以下「第1基準額」という。）が振替数量基準により算出した額（以下「第2基準額」という。）を上回る場合はその増加差額に一定割合（次の各号に掲げる期間に規定する割合をいう。以下同じ。）を乗じて得た額に第2基準額を加えた額（ただし、徴収対象者のcに係る振替手数料については、渡方現物清算参加者又は受方現物清算参加者となった機構加入者毎に算出して得た額の合計額とする。以下、第1基準額が第2基準額を下回る場合において同じ。）とし、また、第1基準額が第2基準額を下回る場合はその減少差額に一定割合を乗じて得た額を第2基準額から差し引いた額とする。ただし、機構が新たに区分口座を開設した場合において、当該区分口座の開設の申請に際し機構加入者が申出を行ったときは、当該新設区分口座を振替先とする同一機構加入者間の振替に係る手数料の料率については、2.に定めるところによる。

(1) 平成20年1月4日から平成20年3月31日まで 100分の60

(2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の80

2. 業務規程第46条第2項に基づいて機構が定める同条第1項の手数料以外の手数料の料率は、次のとおりとする。この場合において、機構加入者は、下記の各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。

区分	徴収対象者	徴収料率
抹消手数料	機構加入者	抹消請求1件につき 200円
振替口座簿記録事項証明書交付手数料	機構加入者	1通につき 500円 ただし、1通の枚数が10枚を超えるものについては、500円にその超える枚数1枚につき10円を加算した額
新設区分口座に係る区分口座間振替手数料	機構加入者	区分口座開設の申請に際し指定した一の振替日における1日の振替件数1件につき45円
上場投資信託受益証券に係る個別移行手数料	機構加入者	上場投資信託受益証券1枚につき 500円

(注) 振替口座簿記録事項証明書交付手数料については、上場投資信託受益権に係る事項のみ記載された証明書の交付を対象とする。

附 則

この手数料及びその料率は、平成20年1月4日から施行する。